

補助金調書

補助金名	福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 経営支援課(TEL441-2027)
交付先	団体	中小企業支援団体 団体又は連合会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	①中小企業支援団体 中小企業者の基盤の強化等の支援を目的とし、受注促進及び販路開拓に関する事業を行うこと ②団体又は連合会 構成員の過半数が福岡市内に事業所を有し、受発注に関する相談、斡旋及び販路開拓に関する事業を行うこと				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	6	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 中小企業の受注機会の確保や増大などの受注促進や、取引の支援及び受注力を高めるための技術力向上や新製品開発と、それら製品等の販路開拓を支援し、もって地場中小企業の健全な発展に資すること。 【補助対象事業】 ①受発注に関する相談及び斡旋 ②販路開拓 ③生産技術及び新製品の開発				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	中小企業の経営環境は依然として厳しく、企業の信用度や受注実績を増加させること、商談会の開催等、販路開拓を支援していくことが重要である。補助対象団体は、定款・規約等で当該団体の事業として、受注促進及び販路開拓に関する事業を行うことが要件とされており、市に比べ補助対象事業に対し経験・ノウハウを有し、効率的な運営ができる団体へ補助金を交付するほうが、市の直轄事業とするよりも効果的であるため当該補助金を継続する。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費】 ①報償費 ②旅費 ③需用費 ④役員費 ⑤使用料及び賃貸料 ⑥備品購入費 【算定方法・考え方】 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	2 件	2 件	
	1,700 千円	2,000 千円	2,275 千円	2,654 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	「モノづくりフェア2018」に出展ブースを設置し、市内中小企業の受注拡大及び新規開拓を支援した。 中小企業の受注確保や新規取引先の開拓を支援するため、企業訪問を行い、業種、設備、技術などの条件の合った精度の高い斡旋を行った。				
補助金交付 による効果	企業訪問等を通じて得た情報をもとに企業間の取引が成立した。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。